

大通地区居住者 各位

令和6年2月29日
大通コミュニティ協議会
会長 志賀康則

「大通地区避難所運営委員会」の設置について

新潟市では、災害時に円滑な避難所運営が行われるよう、市職員・施設管理者・市民代表の三者が連携する避難所運営組織を「避難所運営委員会」と名付け、各コミュニティ協議会等で設立することを要請しています。

避難所運営委員会はあくまで避難者が運営するものですが、災害時に初めて顔を合わす避難者同士が一から避難所の部屋割りやルール、役割分担を話し合いながら決めていくことは難しいために、平時の段階でこれらがスムーズに行えるようにすることを主目的としています。

これを受け、大通コミュニティ協議会として協議した結果、設立することとして検討を重ね、令和5年7月8日付で規約を作成。多少の訓練を実施してきましたので、同委員会の内容を次のとおりご報告いたします。

記

1, 設置目的

災害時に大通地区内の避難所を円滑に開設し、最善の環境を確保しつつ適切に運営するとともに、地区内の避難所が必要に応じて協力・連携するための体制整備を行うために設置する。

2, 検討する避難所

大通小学校、大通保育園、大通地域生活センターの3か所とする。

なお、白根北中学校は、通学区域が根岸・鷺巻・大郷及び大通となるために4コミュニティ協議会合同の運営となるため、大通地区避難所運営委員会とは別にして運営する。

3, 役員

委員長（コミ協会長）

副委員長（同副会長）

避難所担当役員（コミ協や自主防災組織等から選出された者）

4, 活動

- (1) 避難所の点検と改善対策の検討
- (2) 基本的な生活ルールや役割分担方法の設定
- (3) 自治会等が取り組む避難所運営訓練への助言等
- (4) その他運営委員会の活動に必要な事項

5, 必要経費

会議費・印刷費等は大通コミュニティ協議会が負担する。